

食の安全推進のための意見交換会議事録

平成 26 年 2 月 12 日（水）

県庁西館 4 階第三会議室

（出席者から出された質疑及び意見を中心として）

議題（１）現アクションプランの進捗状況について（12 月末まで）

議題（２）食の安全推進に関する主要事業 等

議題（３）新アクションプラン基本方針(案)について

議題（４）その他

を通して

発言者	内容及び回答
静岡県生活 協同組合連 合会	7 ページ 8 ページの資料、これはこれで結構だと思うんですが、パーセンテージ指標になっているんですね、たとえば 7 ページの「消費者の食に対する信頼確保」の 2 つ目に「消費者意見の反映」、「タウンミーティング・意見交換会等の開催」がありますが、これの参加者実数を後で結構ですのでお教え願いたい。それから、一番下にですね「食の総合相談窓口の対応率」、これが 100% でなければ困るんですけども、相談件数が何件あったのか、それもデータでお教え願いたい。で、8 ページですが、「生産から流通・消費における食品の安全確保」のページで、いつかありまして、例えば 2 つ目の「製造・加工・調理段階における監視指導の強化」で「食品衛生監視指導」が 100% になっていますが、指導件数が何件あって、その後改善指導の方が何件改善したのか、そういうのがちょっと他にもいくつかありますので、それについて後日で結構ですんで、データを公開していただければありがたいと思います。以上です。
事務局	それでは、また後日まとめまして対応させていただきたいと思います。 また、皆様方にもお送りさせていただきます。
県立大学 学長	さっきのエビイモのありましたよね。あれは結局ネギに散布してたのが同じ畑で作られたエビイモに出てしまったんでしょうか。新聞に先に出てしまった情報ですが、そういうことでいいんでしょうか。

幹事	<p>エビイモ自体には使ってないという事で、なおかつ、あの薬をエビイモに使うようなものではないということです。</p>
<p>県立大学 学長</p>	<p>ええ、私が言いたかったのは、新聞に先に出ちゃったもんで、それをちゃんとおさめておかないと生産者がね。それから、一応こちら特産物ですし、それがどのように最終的に処理しようとしているのか、あるいは処理されたのか、そのようなことを教えてほしい。</p>
<p>農山村共 生課長</p>	<p>ネギに使用したのがそのままと考えられるのは、まだ可能性っていう状況だもんですから、さらにそういうところはもう少し対応を検討していかなくちゃならないという状況でございます。</p> <p>実際にもう農協さんの方で、農業者の皆さんと全数検査と全ほ場の検査をされたりして、努力していただいている面もありますので、特に問題ないという事です。</p>
<p>東海大学短 期 学 部 食物栄養学 科教授</p>	<p>ノ口の事で、監視指導の実施って書いてあるんですけども、この辺には従事者のいわゆる無症状のキャリア、その把握っていうかそういう事については当然考えてらっしゃるんでしょうか。</p>
幹事	<p>ノ口の食中毒の半数以上が従業員から食品に移ったと考えられておられて、なおかつ不顕性の従業員の方が半分以上を占めていて、検便によってやっと分かってはいるんですけども、毎日検便ってわけにもいかないもんですから、不顕性であっても食品に移さない事を学んでいただくという事で、手洗いの指導と健康チェックをしていただく、これ従来のままだったんですけど、実地でやっていただく。手洗いチェッカーを30台購入いたしまして、それを持って歩いて、手洗いさせて汚れがまだ残っている事を示しながら、後は浜松の事例等でもありましたけど、たぶん手袋の装着の仕方に問題があったのではないかとこのように言われておりますので、その辺の指導も実際にやらせながらやって行くって事で体で覚えてもらうって事を主体にやって行こうという事で、今取り組んでおります。</p>

<p>県立大学 学長</p>	<p>先ほど静岡県には静岡市と浜松市といった政令市があって普通の市と違った部分がありますよね。それでちょっと混乱したとのことですが、そこら辺のコミュニケーションが、普段からその辺ちゃんとしとかないと問題だなというのが一点と、あと食の安全に対する県民の信頼度も75%と上げるのはいい事だと思うんですが、ただそれを実行できるのか、これ問題なんですがこの75%という数字が今までの66%と比べると高いんですか？全国レベルで考えた場合にどうなのかってちょっと気になったんですが。静岡県は農林水産物が非常に多いと今は394ですか。</p>
<p>みかん園芸 長</p>	<p>339に水産で足して439です。</p>
<p>県立大学 学長</p>	<p>本当にその数字がいいのか分からないけど、急にそんな増やしちゃって大丈夫かなと思って、あれは取れたものを全部ですよ。整理するとまた違うんじゃないかなって思って、あれが静岡独自の数字で言っていような気がして、それはともかくとして、そういうような事で考えていった場合に、それは県民の信頼度75%は全国と比べてどの辺のレベルになるのか、僕言いたかったのは、それだけ食材が多いから、人はこれだけ温暖ですので、雪もあんまり降らないし、色々考えていくと食中毒が起こりやすい、それで75%ってというのは、非常に高い数字なのか、それともそこそこののか、そこら辺はどうなのかお伺いしたい。</p>
<p>事務局</p>	<p>各政令市との連絡体制ですけれども、今までも各担当者レベルでの会議も同席していただいておりますし、課長レベルの会議も同席していただいております。また、研修なんかも一緒にやっているという事で、常に情報交換はしております。食中毒事件なんかも当然県内だけでなく、浜松市で起これば各市にも患者さんとかいる訳でして、そういったところでの連携というのは常にやっております。</p> <p>今回浜松市の事件は、当初から非常に大規模なものであったものですから、こちらで待っていても浜松市からの情報というものがなかなか入って来な</p>

い。それは分かっておりましたんで、とにかく最初にうちとしては浜松市に対して職員も足りなくなるかもしれないので、いつでも言ってくださればうちから応援を派遣しますというような事も申し出ておりますし、あと、当然試験検査なんかも何千検体も向こうはやらなきゃならないから大変だから、もしよろしければこちらも手伝うというような事で申し出て、それがまた浜松市の方から、それじゃここの部分の検査を受け持ってくださいよっていうことがございまして、それはまた県の環境衛生科学研究所の方で検査を実施してもらったということもございます。どーんとああいう大きなものが起きますと、ちょっとやりとりが普段通りにならないところもありますけども、常にそういった連絡体制が取れるような事では常日頃から訓練をしておりますし、体制としては整備をしかかっております。

それから、あと県民の信頼度75%が全国的に見てどの位かって事なんですけど、前回の意見交換会の時もですね、66%が全国平均から見てどの位かという事を色々調べた結果をお示しはして来ているんですが、逆の聞き方なら全国的な指標もあるんですが、信頼しているかという聞き方はあまりないですけども、全国で信頼しているかというような形の聞き方をしている所で、実は神奈川県は83.2%という事で、80%を超えている実績もでございます。本県は66%は何とか達成できましたけれども、ですからそこにとどまることなく、次のステップをやはり目指すべきだという事で、新たな目標値を設定させていただいております。

学校教育
課

教育委員会としましては、4月当初に毎年連絡体制について通知を出しまして、県の教育委員会の方として文部科学省に報告しなければならないのです。政令市であっても、文部科学省へ、政令市からうちへ、うちから文部科学省という動きになっております。

そういう意味で、毎年4月に、連絡体制を確認していたんですが、今回浜松市については、やはり人数把握の事でまずそれが手一杯という状況で、どうしても県の方へ遅れたというような感じが私の方ではちょっと受け取れる状況でございます。そういう意味で今後伝達訓練などを検討に入れながらですね、今後の対応をとっていきたいと思います。

静岡県生活
協同組合連
合会

このアクションプランに沿っていくつか伺いたいんですが、10ページの(6)消費者からの食に関する苦情や不審情報等への迅速な対応って書いてあります。率直に申し上げて、この県が設けてる相談窓口の認知度がまだまだ低いと私は思います。で、是非この認知度の調査をアンケートでも入れていただいて、その窓口がどのように機能しているかについてぜひなんかの機会にお願いしたいと。で、このアクションプログラムをずっと見ますといわゆる食の安全に関する窓口が私が見る限り、食の総合窓口ってあるんですよね。それから食品表示、不審情報窓口ってあります。それからもう1つ健康食品苦情相談窓口っていうのがありますね。非常にさきほどから事務局は部局横断的だといいますが、窓口が非常に縦割り化してるんじゃないかなって印象を持っています。で、これ以外に県民生活センターが東部中部西部で相談窓口ありますし、プラスして市町の消費生活センターってあるんですよ。ですから、こういう消費に関する色々な苦情とか意見っていうのは、私が申し上げた非常に多方面な窓口が県民に向かって開かれているんですが、果たして縦割りでいくつもある中で、緊急時の対応が先程のノ口の場合もありましたけど、今回いわゆるアクリフーズの問題は、たまたま群馬県であったからいいようなもので、静岡県っていうのは食品加工の製造メーカーっていうのが沢山あるわけですよ。ところが、静岡県内で起きた事案の場合にはですね、消費者対策だけじゃ済まないと思うんですよね。厚労省の場合も含めて大騒ぎだと思んですが、こうした場合にですね、こういう窓口をいっぱい開くのはいいんですけども、やはり私は県の窓口だけでもぜひ一本化してですね、情報の対応の迅速化あるいは県民への認知度っていうのを高める必要があるかなって思ってます、ぜひ今回は盛られてませんが、食の安全行政の中でぜひ窓口一本化して、十分対応できるように課題としていただきたいと思います。

それから、15ページの(2)食の安心安全に関わる情報提供と公開の推進の課題の中の丸2つ目です。以前からタウンミーティングだけでは制限があって、情報の発信方法を検討する必要がありますって課題になっていたわけですが、さて取組みの具体化ってなると色々苦労されてると思うんですけど、ここで言うと掲示板とホームページだということになってるわけですね。やはりこれだけでは、施策としては不十分ではないかなって思ってます。私

達消費者団体もあるわけですし、県内には色々な地域の諸団体があるわけですよ。PTAとか、老人会とか、社会福祉団体等含めて。そういうところの知恵を拝借するっていうか、そこから意見を聞いて硬直化しているこの施策じゃなくて、もう少しうまくこの施策を練っていただけるようお願いしたい。

それからもう1つが、先程からマルハチニチロのアクリフーズの、混入問題の対応なんですけど、先程事務局が厚労省の色々施策待ちっていう風にちょっと私は伺いましたが、そうは言っても、さっきも申し上げたように、たまたま今回は群馬県だったわけですよ。静岡県っていうのはそういう意味では全国流通している食品大手製造メーカーが沢山あるわけで、常にリスクと直面していると私は思います。そういう意味では、例えば、別に書きっぷりをほじくるわけじゃありませんが、2ページの上段に、前回いただいた資料では赤線でノロの対策だけ書いてあるんですよ。どっちかという大量調理施設における問題の為と指摘されているんですけど、今回のいわゆる食品テロって言うんですかあれは故意があったわけですけど、故意じゃなくても異物混入の問題があるわけですよ。製造業過程で金属破片が飛んじったとか、ガラス片が入っちゃったとかいっぱいあるわけですよ。そうした場合に、大量調理施設だけじゃなくて、製造工場っていうか、そういう施設についてはリスクがあるわけであってね、そこについてのぜひ認識と記述があっても良かったんじゃないかなと、率直に思います。そういうことで言うと、今回のマルハの問題について、厚労省待ちっていうのは十分わかるんですけども、県としては、補強策があるのかないのか伺いたいと思います。

合わせて、最後になりますが、41ページの(6)、食品の安全を確保するための体制整備のAの現状の丸2つ目の最後の所に、危機管理体制も含めて今やっているんだということになっていて、これはいいと思うんです。で、その中に、ふじのくに危機管理計画(食の安全対策編)って書いてあるんですけど、この資料はこれは公開していただけるのかどうか、もし入手可能であればご提示いただければありがたいです。これ、今日じゃなくて結構ですんで、無理することは無いので。よろしくお願いします。以上です。

事務局

それでは、事務局からお答えしたいと思います。まず10ページの食の総合相談窓口なんですけれども、認知度が低いのではないかとということで、他

の団体からもそのような話を聞いてございます。保健所に行ってもどこの課がその窓口になっているのか分からないとかそういった事も聞いておりますので、分かりやすくするというのは今後やって行きたいと思えます。

また、認知度の調査、たぶん低いんじゃないかという事でございます。調査したらどうかという事でございますので、またそれについても各アンケート調査等も行っておりますので、その中で取り組めたら取り組むという事で、検討して参りたいと思えます。

あと、色々な部局で色々な食品に対しての窓口を持っているという事でございますが、確かにその一本化はできておりませんがそれぞれの窓口で入った苦情はそれぞれの担当者が受けた時に苦情を分析しまして、そして、例えば保健所で解決できる問題は保健所が動きますし、県民生活センターに対応をお願いしなければならないところは、そちらにもすぐ連絡を取ると、そういうような事で、出先間でも窓口同士でも常時連絡を取り合う体制を取っておりますので、縦割りで向こうに情報が入ったからこっちに情報が入っていないというような事は食の安全確保というような面で見ただけの場合は特にそのような弊害は無いのではないかと考えております。

県の窓口の一本化を食品表示法等の施行という事もございますし、そういった中で色々また検討して参りたいと思えます。

あと、県民への情報提供のあり方が、掲示板とホームページの2つ、という事では、政策上不十分ではないかという事でございます。ほかのやり方を色々また今後検討して参りたいと思えます。

あと、食品製造業の関係の問題点等の記述ですが、確かに前段の所には載っておりませんが、例えば29ページ位から食品製造業に対しての監視指導の強化というものの中で、現状認識あるいは取組み等載せてございます。異物混入対策みたいなものを特出しして載せているわけではございませんが、この監視指導の中では当然取り組んでいる内容でございますので今後ともこの中で異物混入対策については取り組んで参りたいと思えます。

マルハニチロの事件を受けての県の補強対策という事でございますけれども、今までも各食品製造業、冷凍食品を作っているような大規模な製造業に対しては、食品衛生監視専門班を用意しまして、その者が立ち入り調査をしてございます。その立ち入り調査のやり方も、行って現場を見るというこ

とは当然しているんですけども、それ以外にもH A C C Pに基づく監視という事で、過去の製造記録等をチェックしていく、それでおかしなところがあったらそれをまたその場でその対応方法を聞くというような事まで掘り下げて実施してございます。ですから、そのような記録の確認等その中では当然お客様からの苦情がどの位あったんだ、どんなものがあったんだ、今までと比べてどうだって事まで必ず聞いておりますので、マルハニチロのような事件があったとしましたら、うちの専門班がもしその工場に入ったとすれば、苦情多くなっておかしいじゃないかって事は見抜けるのではないかと考えております。ただ、しかしながら、事件性のある故意の混入に対してどのような対応を取っていったらいいのかという事になりますと、今まで我々が取り組んでいる衛生管理にプラスして、人の管理あるいは犯罪防止の為の管理、そういった事まで要求していく事になるのか、それを要求するについてもどの程度どのような事を要求したらいいのか、そういった細かいところは我々ちょっとノウハウを持っておりませんので、それにつきましては今後厚生労働省の研究等を参考にしながら、また考えて行こうと思っております。以上です。

ふじのくに危機管理計画、これについてはまた調べて送らせていただきます。

幹事

意図的に農薬を混入されると、企業としてもなかなか難しいとけれど、何らかの体制を考えて行くかが課題だと思います。

静岡県生活
協同組合連
合会

まあ、大体予想された回答でしたが、製造メーカーはフードディフェンスっていう発想で強化してるもんで、それは今企業さんにお願いするっていう事だと思います。だからさっき私が問題としたのは、対応の迅速化の問題ですよ。発生したらその被害が広がらないようにするっていう、大量製造品ですので、情報は1箇所2箇所であっても、甚大になる可能性があるわけですよ。今回のマルハニチロの問題でも、最初は異臭だったんですよ。異臭で確認してるんですよ。製造メーカーにすると、異臭なんていくらでもあるので、農薬と結びつかなかったのが後手後手になっちゃったっていうのもあるんですよ。1ヶ月位経ってからですよ、最初のメーカーの調査。あれはい

わゆる発酵のなんか異常があって、ぴりっと舌が異味を感じた位にしか思っ
てなかったんですよ。ところがもうちょっと調査したら、農薬検査も。農薬
検査も衣の上でやったのか、中までやるのかで検出濃度が違っちゃったわけ
ですよ。だから、そういう意味で言うと、起きたらしょうがないって言う
とちょっと言い過ぎかもしれないけど、起きた場合に迅速にするかっていう
のがキーワードだと思うんですよ。そこのところをぜひ、迅速に進めていた
だきたい。それだけです。

静岡県漁業
協同組合連
合会

食品衛生は相手が見えないことから大変だなんて思いますけども、今回の
ノロウィルスの事件でも、食品製造を業とするところにおいてもこういう大
きな事故が起こる。一方で今、国や県では、6次産業化を推進していて、生
産者が加工流通にまで手を広げるそういう仕事の中では生産者、あるいは生
産者団体が食品の加工にまで立ち入っている。このへんの人達は食品加工に
はほとんど素人ですから、プロの世界でもこういう事故が起こるんですから、
ましてや素人の世界ではそういう事故が起こる可能性が高いと思う。そうい
う人達にも、食品の衛生管理、安全管理の指導が必要だと思っている、大変
だとは思いますが、そういうところにも指導をしてほしいと思います。

それと、法律改正で、食品表示法というのができたと思いますけども、従
来のJAS法だとか、景品表示法だとか、そういったものはどういう扱いに
なるんですか、廃止されるんですか？

事務局

はい。食品表示法なんですけど、昨年6月28日に交付されております。
交付の2年以内に施行するという事で、今施行に向けての準備期間中という
事でございますが、この食品表示法の主な内容としては、3つの法律、JAS
法と食品衛生法と健康増進法という3つの食に絡むこの3法律の食品表示
の部分を抜き取って食品表示法に一元化するという事でございます。JAS
法は原産地表示ですとか、原材料は何とかいった表示。食品衛生法は、アレ
ルギー物質ですとかあるいは消費期限とか添加物そういった表示。あと、健
康増進法は栄養表示という事で、栄養成分が何%入っているとか、そういう
表示をつかさどっているんですが、その部分を一本化するという事でござ
います。で、一本化と言っても、今までもJAS法と食品衛生法では加工食

品の定義とか、それぞれ流儀が違って、解釈が違っている部分がございますので、まずそれを全て一本化して、一本の基準を定めるというそういう作業を今消費者庁の方で行っております。ですから、3つの法律が全く無くなっちゃうんじゃなくて、表示の規制の部分だけが抜き取られて、そして食品表示法の中に入り込むとそういう感覚でいただければ確かかと思えます。